

## 利用円滑化誘導基準関係告示案

利用円滑化誘導基準に係る告示案は、以下のとおりです。

【視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（第八条第一項第三号ただし書、第九条第八号ただし書、第十一条第一項第七号ただし書、第十八条第一項ただし書及び同条第二項第二号口関係）】

【視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを定める件（第十二条第二項第十一号ただし書関係）】

【特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定める件（第十三条関係）】

【車いす使用者用浴室等の構造を定める件（第十七条第一項第一号関係）】

【視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（第八条第一項第三号ただし書、第九条第八号ただし書、第十一条第一項第七号ただし書、第十八条第一項ただし書及び同条第二項第二号口関係）】

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第八条第一項第三号ただし書、第九条第八号ただし書、第十一条第一項第七号ただし書、第十八条第一項ただし書及び同条第二項第二号口の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

第一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第八条第一項第三号ただし書に規定にする視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 規則第九条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 規則第十一条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 規則第十八条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が規則第十八条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 規則第十八条第二項第二号口に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

【視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを定める件（第十二条第二項第十一号ただし書関係）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第十二条第二項第十一号の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを次のように定める。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第十二条第二項第十一号に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、昇降機及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

【特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定める件（第十三条関係）】

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第十三条の規定に基づき、車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を次のように定める。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第十三条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
  - イ 平成十二年建設省告示第一四一三号第一第七号に規定するものとする。
  - ロ かごの床面積は、〇・八四平方メートル以上とすること。
  - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積が十分に確保されていること。
- 二 エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第一四一七号第一号ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターであること。

【車いす使用者用浴室等の構造を定める件（第十七条第一項第一号関係）】

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第十七条第一項第一号の規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第十七条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽（シャワー室の場合を除く。）手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。